コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

MAC HOUSE CO.,LTD.
最終更新日：2015年5月21日
株式会社マックハウス
代表取締役社長　白土孝
問合せ先：03-3316-1911 総務課　栗田
証券コード：7603
http://www.mac-house.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. 基本的な考え方
　当社は、企業的価値を継続的に向上させていくために、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図り、経営の透明性を高めるとともに、加速化する経営環境の変化に迅速に対応していくことが重要な経営課題と認識しております。
2. 施策の実施状況
1）会社の機関の内容
　当社は監査役制度を採用しております。
　監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役（社外監査役）3名の計4名で構成されております。
　取締役会は取締役6名で構成され、その内1名は社外取締役であります。
　当社の取締役会は定例開催し、取締役会においては経営戦略の決定を始め、対応すべき経営課題や重要事項の決定について充分に議論、検討を行った上で迅速かつ的確な経営判断を行っております。
2）内部監査及び監査役監査、会計監査の状況
　内部監査及び監査役監査、会計監査による監査を有機的に融合させて、コーポレート・ガバナンスの向上を図っております。
　内部監査は、社長直轄の内部監査室を設置しており、4名の専任で年間監査計画に基づき監査を実施しております。
　監査役監査は、常勤監査役1名と非常勤監査役3名で年間監査計画に基づき監査を実施しております。
　会計監査は、優成監査法人より監査を受けております。
3）会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要
　社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
4）コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況
　当社は、経営の透明性を高めるために積極的なディスクロージャーを行うことが必要と考え、適宜プレス発表をするほか、当社ホームページ上にIR情報の開示を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新　　10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社チヨダ	9,389,880	61.22
INTERTRUST TRUSTEES(CAYMAN)LIMITED SOLEL Y IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	1,133,200	7.39
マックハウス共栄会	835,340	5.45
豊島株式会社名古屋本社	572,000	3.73
いちこトラスト	360,300	2.35
株式会社三井住友銀行	177,600	1.16
マックハウス従業員持株会	125,298	0.82
美濃屋株式会社	117,902	0.77
株式会社ビィオゥビィ・ウィン	87,000	0.57
中根保株式会社	79,760	0.52

支配株主（親会社を除く）の有無　　―――

親会社の有無　　株式会社チヨダ （上場：東京）（コード） 8185

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新　　東京 JASDAQ

決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1.親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、その他の当社と親会社等との関係
当グループは親会社である株式会社チヨダ及び同社の子会社3社で構成され、靴小売事業、衣料品小売事業、卸売事業のほか各事業に附帯・関連する事業を展開しております。
その中で、当社は株式会社チヨダの連結子会社として衣料品小売事業を担っております。
なお、当社は株式会社チヨダとの間で店舗一部賃借等の取引関係はありますが金額は僅少です。また、当社と株式会社チヨダとの間で商品の仕入及び販売に係る取引関係はありません。
当社の取締役6名、監査役4名のうち、株式会社チヨダの役員を兼務するものは以下の2名であり半数に至る状況にはなく、その就任は当社からの要請に基づくものであることから独自の経営判断が行える状況にあると考えております。
(役員の兼務状況)
当社の筆頭株主であり親会社である株式会社チヨダ代表取締役会長である舟橋政男氏は当社取締役相談役(非常勤)を兼務、また、当社代表取締役社長である白土孝氏は株式会社チヨダ取締役(非常勤)を兼務しております。
(出向者の受入れ状況)
該当事項はありません。
2.親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約等について
当社と株式会社チヨダとの間においては、当社の独立性を阻害する重要な取引契約等は存在いたしません。また、当社の事業活動になんら制約はありません。
3.親会社等からの一定の独立性の確保の状況
株式会社チヨダからの事業上の制約はなく、当社は独自に事業活動を行っており、同社からの独立性は確保されていると認識しております。
また、株式会社チヨダとの兼任取締役の就任状況は、当社独自の経営判断を妨げるものではなく一定の独立性が確保されていると認識しております。
4.親会社等との取引に関する事項
当社と株式会社チヨダとの取引金額については、重要性がないため記載を省略しております。
5.親会社等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況
当社と株式会社チヨダの間の商取引については、双方の一般取引先と同様に商取引上妥当な条件で取引条件を決定しています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石塚愛	その他											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石塚愛	○	独立役員に指定しております	コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため (石塚愛氏は、資本市場の専門家としてコーポレート・ガバナンス及び企業価値向上に精通しており、当社の論理に捉われず客観的視点で独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であるため、独立役員として指定することが適切であると判断いたしました)

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

年1回の監査役会と会計監査人との監査報告会の開催に加え、四半期毎の監査役と会計監査人との意見交換を通じた情報共有によって、特に会計監査上の問題点について協議しております。
上記監査報告会には内部監査室長も出席し監査役との連携を深めるとともに、常勤監査役は、調査を必要とする場合には内部監査室に協力・補助を要請して監査が効率的に行える体制をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田村守	他の会社の出身者													○
三浦新一	公認会計士													○
山本潔	弁護士													○
内田善昭	公認会計士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村守		成城キャピタルパートナーズ(株)の代表取締役ですが、当社と同社の間に特別の関係はありません。 新たに常勤監査役に就任	金融分野の専門的見識と経営者としての豊富な知見を当社のコーポレート・ガバナンスの更なる強化に活かし職務を適切に遂行できるため ＜社外監査役の独立性の考え方＞ 当社では、社外監査役に対して、その職務経歴等から鑑み、特定のステークホルダー及び当社役員等に対し、特別な利害関係がないと判断される者を1名以上含めることにより、公正な監督・監査機能が維持される体制を構築し ています。また、当該社外監査役には、必要とされる専門的知見のもと、取締役会にて積極的かつ適切な発言を行う等、当社における経営 ガバナンスが健全に機能するよう、適宜・適切な監督・監査ができる人材を選任しています。
			会計事務所を運営しており会計全般に精通しているため ＜社外監査役の独立性の考え方＞

三浦新一	○	18年前に非常勤監査役に就任 独立役員に指定しております。	同上 ＜独立役員指定理由＞ 社外監査役三浦新一氏は、当社との関係において、意思決定に対して影響を与えうる取引関係はないと判断しております。加えて、公認会計士の資格を有し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地より必要な発言を適宜行なっているこ とから、独立役員として指定することが適切であると判断いたしました。
山本潔		11年前に非常勤監査役に就任	法律事務所を運営しており法務全般に精通しているため ＜社外監査役の独立性の考え方＞ 同上
内田善昭		(株)大田花きの取締役ですが、当社と同社の間に特別の関係はありません。 新たに非常勤監査役に就任	税理士事務所を運営しており公認会計士及び税理士として専門的知識及び実務経験を有しているため ＜社外監査役の独立性の考え方＞ 同上

【独立役員関係】

独立役員の人数　2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員退職慰労金制度を廃止する一方で、役員がより一層株主の皆様と利益意識を共有するとともに、業績向上及び株価上昇に対するインセンティブを高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、従来の取締役の報酬等の額とは別枠で、当社取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額20百万円以内で発行する。
ストックオプションの付与対象者 社内取締役

ストックオプションの付与対象者　社内取締役

該当項目に関する補足説明

社内の常勤取締役4名に対し、株式の年間総数9万株を上限とする。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員報酬の内容は以下のとおりであります。
取締役報酬 57百万円(ストックオプション報酬額含む)、監査役報酬 14 百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当セクションは現状特に設置しておりませんが、必要に応じて経理部や内部監査室等が協力・補助できる体制としており
ます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

監査役設置会社として、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としております。
各機関及び部署における運営、機能及び活動状況は、以下の通りです。

1. 取締役会
取締役会は、経営目標や経営戦略等重要な事業戦略を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。具体的には取締役6名による定例取締役会において、監査役4名の出席のもと、法令または定款に規定する事項の決議及び業務の執行状況等経営上の重要事項について、監査役に積極的に意見を求める運営を行い、客観的・合理的判断を確保しつつ報告、審議、決議を行っております。
その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営の実現を目指しております。

2. 業務連絡会
日常業務の執行に当たっては、毎週、常勤役員及び各部署長等出席の業務連絡会を開催し、重要情報の共有化や問題点の指摘・解決策の検討等を実施、組織間の連携を図り市場変化に迅速に対応しております。

3. 監査役
監査役は、ガバナンスのあり方と運営状況を監査し、取締役を含めた経営の日常的活動の監査を行っております。具体的には監査役は、常勤監査役1名、非常勤監査役(社外監査役)3名で構成し、各監査役は監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会及び重要会議への出席や職務執行状況及び経営状態の調査等を行い、法令・定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等について監査を行っております。
また、監査役は、業務執行の担当取締役及び重要な使用人から個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、社長、会計監査人それぞれとの間で適宜意見交換を行っております。更に内部監査室とも緊密に連携し、監査結果及び運営状況について適宜報告を受けております。

4. 会計監査人
会計監査人として優成監査法人を選任し、監査役及び内部監査室とも連携し会計における適正性を確保しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士などの内容は以下の通りです。
指定社員　業務執行社員　　加藤善孝、中田啓
監査業務に係る主な補助者　　公認会計士3名、その他6名

5. 内部監査体制
社長直轄の内部監査室(4名)を設け、期中取引を含む日常業務全般について、監査役とも連携して監視機能の強化を図っております。内部監査室は、会計、業務、事業リスク、コンプライアンス等の内部監査を定期的に実施しており、監視と業務改善に向けて、具体的な助言及び指導を行っております。

6. リスク管理体制の整備状況
当社のリスク管理体制は、常勤監査役1名及び社外監査役3名で定例取締役会に出席し、経営状態や業務の執行に関する重要事項を常に把握し審議する体制となっております。
なお、社外監査役4名は、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

7. 監査役の機能強化に関する取組状況
当社では、上記「当該社外監査役を選任している理由」に記載した通り、監査業務において高い知見を持った人材を選任しており、それに加え、上記「監査役と会計監査人の連携状況」及び「監査役と内部監査部門の連携状況」において記載した社内の体制をとることにより、監査役の機能強化に関する取組を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査役設置会社として、少数の取締役(6名)による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図り、コンプライアンス体制の確立等経営改革を行い、経営の公正性及び透明性を高め、効率的な経営システムの確立を実現してきました。
また、社外監査役(4名)の充実による客観的・中立的監視のもと、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているものと判断しておりますが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を引き続き図るため、社外取締役1名を再任いたしました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日前日に開催しました。＜平成27年5月20 日（水）＞

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則、本決算、第2四半期決算の説明会として年2回開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	月次売上速報を翌月の月初に、その他リリース情報を適宜掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程において経営上重要な機密文書として位置付けるとともに、情報漏洩防止を徹底すべく適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1）損失の危険の管理を行うため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、各部門担当取締役及び各部門の責任者とともに、部門毎のリスクを体系的に管理するため、既存の規程に加え必要なリスク管理総括規程を制定する。
2）コンプライアンス・リスク管理委員会は、定期的に取締役会に報告を行い、全社的なリスクを総括的に管理する。平時においても、各部門においてはその有するリスクの軽減等に取り組み、有事における関連規程に基づくマニュアルやガイドラインを見直し各部門のリスク管理の改善を行う。
3）取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し問題点の把握と改善に努める。
4）不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の緊急対策本部を別途設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

3. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
1）経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき各部署において目標達成のために活動することとする。また、年度計画が当初の予定通りに進捗しているかについては、毎月の予算委員会を通じて定期的にチェックするとともに必要な対策を決定し実施する。
2）業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項について全て定例取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
3）日常の職務遂行に際しては、稟議規程、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき各部署の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとし、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

4. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1）取締役及び使用人に対し法令及び定款の遵守を徹底するため、総務部門が中心となり、コンプライアンス体制の強化を推進するとともに、取締役及び使用人が法令、定款及び諸規程等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築する。
2）内部通報制度については、法令、定款及び諸規程等に違反する行為を早期に発見し是正することを目的とし、管理本部長及び第三者機関を情報の受領者とするメールシステムを整備し運用を行うとともに、社長に報告される体制を構築する。
3）社長直属の部署として内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、業務監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
4）内部監査室の監査により法令、定款違反その他の事由に基づき問題のある業務執行行為が発見された場合には、発見された問題の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに担当部署に通報される体制を構築する。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1）当社の親会社が制定する「チヨダグループ企業倫理規程」を遵守し業務の適正を確保する。
また、親会社の内部統制を推進する組織との連携体制を構築する。
2）定例取締役会に当社相談役（親会社会長）が必ず出席することにより、常に必要情報を入手し、問題点の把握と改善が図れる体制を構築する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価等については、監査役会の同意を必要とするものとし、当該取締役からの独立性を確保するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1）取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがある時、違法又は不正な行為を発見した時、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は監査役会に報告する。また、前述に関わらず監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
2）監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、社長との定期的な意見交換会を開催し意思の疎通を図る。

9. その他の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
1）監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に報告・説明を求めることができ、調査を必要とする場合には経理部門や内部監査室等に協力・補助を要請して監査が効率的に行える体制とする。
2）監査役会を事業年度に10回程度開催し、重要事項について協議するほか、年1回の監査役会と会計監査人との監査報告会の開催に加え、四半期毎の監査役と会計監査人との意見交換を通じた情報共有によって、特に会計監査上の問題点に付き協議する。このような体制で、監査がより実効的に行われることを確保する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、財務報告の内部統制構築の基本的計画及び方針を定め整備及び運用する体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは一切関わりを持たない体制を整備し、それらによる不当な要求に対して組織全体として毅然とした態度で対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

親会社との内部統制を推進する組織との連携を強化し、必要な情報を入手するとともに適宜アドバイスを受けることにより、チヨダグループとしてのコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図っております。

＜適時開示体制の概要＞
当社は、東京証券取引所諸規則及び金融商品取引法等の関係法令に則り、社内規程（内部情報管理規程）に従って、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるようにするため、以下の体制で適時すべき情報を取り扱っております。

1. 適時開示の担当者
当社は、社内規程に基づき適時開示の責任者として情報開示担当役員（取締役管理本部長）を定め、情報開示にあたることとしております。
なお、情報開示担当者を経営企画室係長としております。

2. 情報開示の内容
1）決定事実に係る情報
情報開示担当役員は、取締役会決議を要する各議案について開示の必要性を「会社情報適時開示の手引き」と照合検討し、開示が必要な場合は取締役会決議後、速やかに開示手続きを行う。
2）発生事実に係る情報
情報開示担当役員は、発生事実に係る事象が生じた場合は開示の必要性を「会社情報適時開示の手引き」と照合検討し、開示が必要な場合は代表取締役社長に報告後もしくは取締役会決議後、速やかに開示手続きを行う。
3）決算に関する情報
情報開示担当役員は、決算短信、四半期決算短信について、取締役会決議後、速やかに開示手続きを行う。

3. IR等
経営企画室係長は、決定事実、発生事実及び決算に関する情報のTDnetシステムによる開示のほか、ホームページへの掲載及び必要に応じて報道機関に対する会見を実施いたします。

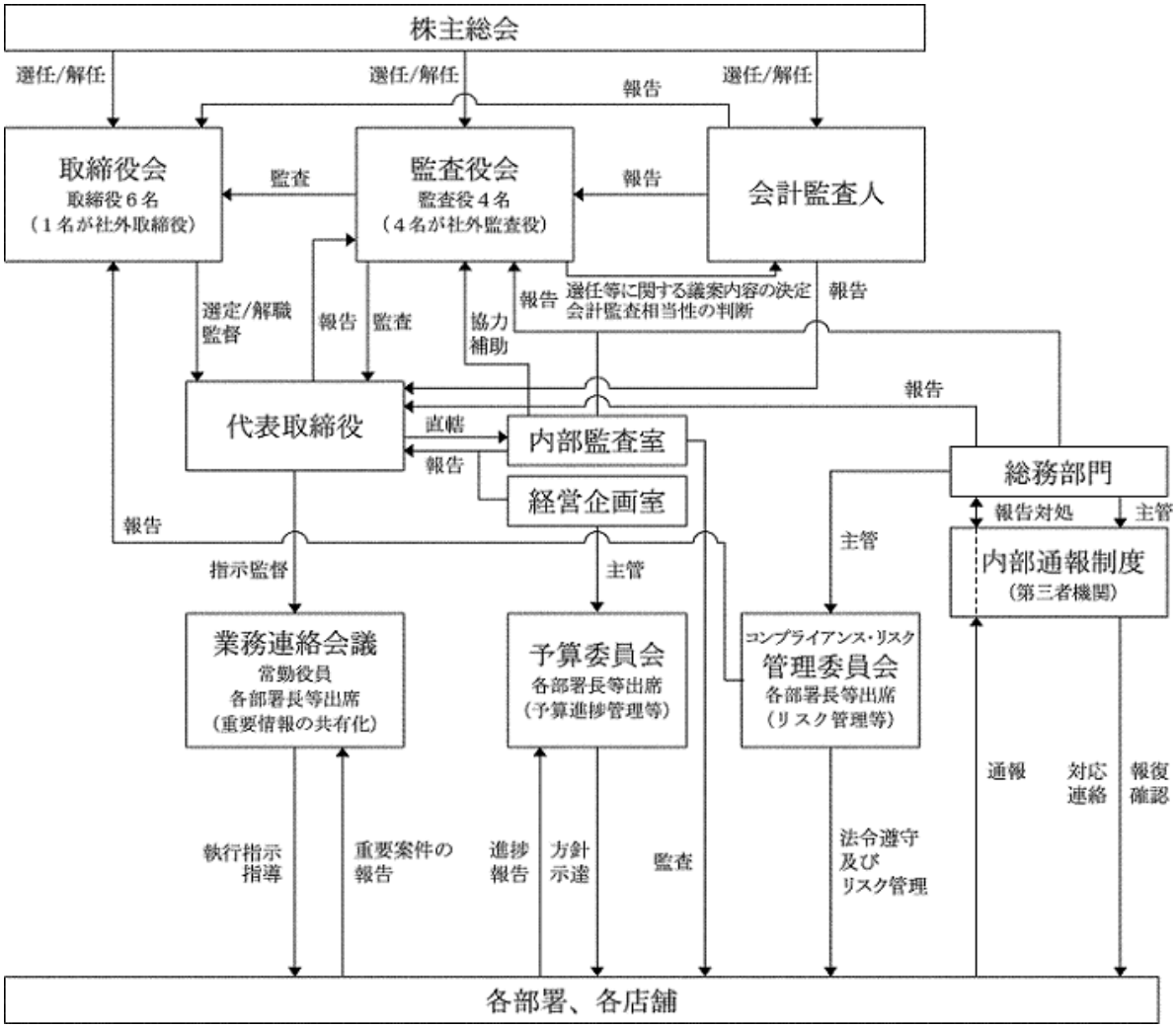
株主総会
選任/解任
選任/解任
報告
選任/解任
取締役会
取締役６名
（１名が社外取締役）
監査
監査役会
監査役４名
（４名が社外監査役）
報告
会計監査人
選定/解職
監督
報告
監査
協力
補助
報告
選任等に関する議案内容の決定
会計監査相当性の判断
報告
報告
代表取締役
直轄
内部監査室
報告
経営企画室
総務部門
報告対処
主管
報告
指示監督
主管
主管
内部通報制度
（第三者機関）
業務連絡会議
常勤役員
各部署長等出席
（重要情報の共有化）
予算委員会
各部署長等出席
（予算進捗管理等）
コンプライアンス・リスク
管理委員会
各部署長等出席
（リスク管理等）
通報
対応
連絡
報復
確認
執行指示
指導
重要案件の
報告
進捗
報告
方針
示達
監査
法令遵守
及び
リスク管理
各部署、各店舗